

富士見都市計画生産緑地地区の変更（富士見市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第55号、第242号、第52号、第4号、第274号、第237号、第20-1号、第180号、第26号、第78号、第68-1号、第1号、第109号、第198-3号、第126号、第95号、第181号、第133号、第270号、第14-2号、第132号、第19号生産緑地地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第129号、第35号、第91号、第198-1号、第222号、第155号、第262号、第147号生産緑地地区を廃止する。
- 3 都市計画生産緑地地区中第60号、第63号、第116-1号生産緑地地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
第55号生産緑地地区	約 0.14ha	
第242号生産緑地地区	約 0.07ha	
第52号生産緑地地区	約 1.09ha	
第4号生産緑地地区	約 0.09ha	
第274号生産緑地地区	約 0.53ha	
第237号生産緑地地区	約 0.45ha	
第20-1号生産緑地地区	約 2.35ha	
第180号生産緑地地区	約 0.32ha	
第26号生産緑地地区	約 0.04ha	
第78号生産緑地地区	約 0.71ha	
第68-1号生産緑地地区	約 0.36ha	
第1号生産緑地地区	約 0.05ha	

第109号生産緑地地区	約 0.08ha	
第198-3号生産緑地地区	約 0.57ha	
第126号生産緑地地区	約 0.23ha	
第95号生産緑地地区	約 0.12ha	
第181号生産緑地地区	約 0.39ha	
第133号生産緑地地区	約 0.47ha	
第270号生産緑地地区	約 0.50ha	
第14-2号生産緑地地区	約 0.10ha	
第132号生産緑地地区	約 0.84ha	
第19号生産緑地地区	約 0.09ha	
第60号生産緑地地区	約 0.37ha	
第63号生産緑地地区	約 1.06ha	
第116-1号生産緑地地区	約 0.18ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理由

生産緑地法第8条第2項・第14条の規定に基づく行為制限の解除及び農地等の新たな指定により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。